

事 務 連 絡
平成 2 8 年 6 月 3 0 日

関係者各位

備前市 総合政策部 契約管財課長

入札制度等の改正について（通知）

このことについて、次のとおり入札制度等を改正することとしたのでお知らせします。

記

1. 備前市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱を試行します。

積算疑義申立手続きは、入札のより一層の透明性及び公平性を確保するため、開札後（落札決定前）に金入設計書を確認し、入札参加者は積算に係る疑義申立をすることができる制度です。

対象は、一般競争入札のうち、土木一式工事、舗装工事、水道施設工事

2. 建設工事の最低制限価格について
最低制限価格算出の計算式を次のとおり変更する。

【現状】 85.5～86.5%

予定価格(税抜)×(最低制限価格基準率(固定率=0.855)+(0.001X+0.0001Y))

【変更後】 85.5～86.5%

予定価格算出の基礎となった設計金額(税抜)×

(最低制限価格基準率(固定率=0.855)+(0.001X+0.0001Y))

※なお、「X」と「Y」の値は電子入札システム上のくじ番号3桁、到着ミリ秒で算出された決定くじ番号により決定することについては変更なし。

3. 施行期日

平成28年7月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事について適用します。